

## 設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和7年1月17日受付分)

特定非営利活動法人  
CALIS Japan

## 縦覧期間

令和7年1月17日(金)から  
令和7年1月31日(金)まで

# 特定非営利活動法人CAL S J a p a n 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人CAL S J a p a nという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県尼崎市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、心臓血管外科診療を行う医療従事者や医療機関、及び関連する学会・研究会等の団体、さらには心臓血管外科手術前・術後の患者やその家族を含む一般市民に対して、心臓血管外科術後の心停止に対する蘇生プロトコールである CALS の情報提供・啓蒙・普及に関する事業や、CALC の効果測定を含む評価・研究に関する事業を行い、医療従事者や医療機関の負担を軽減しつつも、我が国における心臓血管外科医療の安全性を含む質の向上を通じ、患者・国民に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 科学技術の振興を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 日本国内の心臓血管外科手術施行医療機関における CALS に関する勉強会・講演会事業
- (2) CALS に関する資料の作成・頒布事業
- (3) CALS に関する調査・研究及びその成果についての学会発表・論文投稿事業
- (4) CALS のトレーニングコース開催事業
- (5) 一般市民向けの公開講座等の情報提供事業

## 第3章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において運営会員総数2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
  - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

#### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (構成)

第22条 総会は、運営会員をもって構成する。

### (権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

### (開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員総数3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

### (招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した理事の中から選任する。

### (定足数)

第27条 総会は、運営会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は運営会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき運営会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### (表決権等)

第29条 各運営会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する運営会員は、その事項について表決権を行使することができない。

#### (議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 運営会員の現在数
  - (3) 総会に出席した運営会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
  - (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、運営会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項

- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

#### (議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計等

### (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

### (予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した運営会員の4分の3以上の議決



を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

#### （解散）

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 運営会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、運営会員総数 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### （残余財産の帰属）

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

#### （合併）

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第 9 章 公告

#### （公告の方法）

第 52 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

### 第 10 章 雑則

#### （施行細則）

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	植	野	剛
副理事長	野	上	英次郎
同	高	木	大地
理事	小	渡	亮介
同	中	平	敦士
同	重	富	杏子
同	市	川	慶幸
監事	峯	村	遥香
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 運営会員	個人	団体
入会金	0円	0円
年会費	5,000円	100,000円
(2) 賛助会員		
入会金	0円	0円
年会費	3,000円	60,000円

役員名簿

特定非営利活動法人CAL S J a p a n

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	うえの ごう 植野 剛	[REDACTED]	無
理事 (副理事長)	のがみ えいじろう 野上 英次郎	[REDACTED]	無
理事 (副理事長)	たかぎ だいち 高木 大地	[REDACTED]	無
理事	こわたり りょうすけ 小渡 亮介	[REDACTED]	無
理事	なかひら あつし 中平 敦士	[REDACTED]	無
理事	しげとみ きょうこ 重富 杏子	[REDACTED]	無
理事	いちかわ みちゆき 市川 慶幸	[REDACTED]	無
監事	みねむら はるか 峯村 遥香	[REDACTED]	無

## 設立趣旨書

### 1. 趣 旨

2024年4月より、医師の働き方改革の新制度が施行されました。これに関連し、主治医制からチーム制への移行や、医師から他の医療従事職種へのタスクシフト/シエアの推進等が求められています。

この変化の中でも、患者さん・国民が不利益を被らないよう、高度な医療、特に心臓や大血管の手術（心臓血管外科手術）においても、その質や医療安全を維持・向上させることが重要です。

特に、心臓血管外科手術後の患者さんの心停止という緊急事態に対して、迅速かつ適切に対処するために、プロトコールに基づいたシミュレーショントレーニングが必要です。

日本では、心臓血管外科手術後の患者さんが心停止を来した場合、現状は、ACLS (Advanced Cardiovascular Life Support) というプロトコールに沿った形で蘇生が行われることが多いです。

しかし、心臓血管外科手術後の心停止は他の状況における心停止と比較して特殊な点が多く、ACLS プロトコールによる対応では不十分なことがあります。そのため、より心臓血管外科手術後の状況に特化した CALS (Cardiac Surgery Advanced Life Support) プロトコールが有用とされ、諸外国では採用が広がっていますが、日本においてはまだ十分に普及していません。

日本においても、CALS プロトコールについて、心臓血管外科手術後の患者さんの治療にあたる全ての医療従事者が習熟し、医療の質・安全を高めることが求められます。

そこで私たちは、この CALS を日本に導入・普及させるために、医療制度や慣習に合わせた調整を行いつつ、調査、研究、学会・論文発表、講演等を行ってきました。

これらの活動を進める中で、予算が必要な事業や各学会との協業の機会も増えたため、団体としての主体が求められました。また、当団体の目的が非営利・公益であることを明確にするため、さらに、一般市民に対しても CALS の重要性を啓蒙し、広く普及させていく基盤を作るとともに、多くの市民の方々に活動・参画いただくためにも、NPO 法人格を取得することが最適であると考えました。

引き続き、医療従事者や医療機関向けの講演会やトレーニングコースの開催、一般市民向けの啓蒙活動を通じて CALS の普及に努めます。これにより、日本の心臓血管外科医療における、患者さんを含む国民、さらには医療従事者の安全を確保し、医療の質の向上に努めます。

### 2 申請に至るまでの経過

- 2009年 代表者が当時の勤務先医療機関で CALS プロトコールの導入に従事
- 2018年 CALS 提唱者 Joel Dunning 先生より CALS について対面レクチャー
- 2021年 任意団体 CALS Japan Working Group 設立
- 2022年 『胸部外科』（南江堂）にて「世界の常識、CALS を日本へ！」連載記事掲載

2024年8月17日

特定非営利活動法人 CALS Japan  
設立代表者

氏名 植野 剛

## 2024 年度事業計画書

特定非営利活動法人 CALS Japan

### 1. 基本方針

初年度は、CALC の認知度向上に資する活動に重点を置く。

具体的には、CALC に関する勉強会・講演会や CALC に関する資料、学会・研究会における講演や発表、ウェブサイトを通じた情報提供・啓蒙や、その体制整備などを進める。

また、実現に時間を要することが想定される、日本心臓血管外科手術データベースへの CALC 関連項目の追加に向けた準備・協議についても開始する。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数	実施場所	受益対象者及 び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 日本国内の 心臓血管外科手術 施行医療機関にお ける CALC に関す る勉強会・講演会 事業	日本国内の心臓血管外 科手術施行医療機関に おける CALC に関する勉 強会・講演会	1 回	国内	心臓血管外科 医療に携わる 医療従事者 20 人	50
(2) CALC に関 する資料の作成・ 頒布事業	CALC Handbook (仮称) に関する情報提供	通期	オンライン	心臓血管外科 医療に携わる 医療従事者 不特定多数	0
		2 月	第 55 回日 本心臓血管 外科学会学 術総会会場		0
	ウェブサイトの開設計 画・準備	通期	オンライン	医療従事者 一般市民 不特定多数	0
(3) CALC に関 する調査・研究及 びその成果につい ての学会発表・論 文投稿事業	第 55 回日本心臓血管外 科学会学術総会におけ る講演または発表	2 月	第 55 回日 本心臓血管 外科学会学 術総会会場	学会参加者 不特定多数	0
	日本心臓血管外科手術 データベース機構との 協議	通期	オンライン 又は対面	医療従事者 患者 一般市民 不特定多数	0
(4) CALC のト レーニングコース 開催事業		実施予定 なし			0
(5) 一般市民向 けの公開講座等の 情報提供事業		実施予定 なし			0

### 3. 事業実施体制

#### (1) 会議に関する事項

①通常総会 3 月

②理事会 年 1 回

#### (2) 事務局体制

事務局長：理事長が兼任、事務局スタッフ：理事が兼任

## 2025 年度事業計画書

特定非営利活動法人 CALS Japan

### 1. 基本方針

設立翌年度は、CALC の認知度向上に資する活動を継続しつつ、各事業の進捗に資する活動の順次開始にも重点を置く。

具体的には、CALC に関する勉強会・講演会や CALC に関する資料、学会・研究会における講演や発表、ウェブサイトを通じた情報提供・啓蒙や、その体制整備などを進める。

また、実現に時間を要することが想定される、日本心臓血管外科手術データベースへの CALC 関連項目の追加に向けた準備・協議についても開始する。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 日本国内の心臓血管外科手術施行医療機関における CALC に関する勉強会・講演会事業	日本国内の心臓血管外科手術施行医療機関における CALC に関する勉強会・講演会	2 回	国内	心臓血管外科医療に携わる医療従事者 40 人	100
(2) CALC に関する資料の作成・頒布事業	CALC Handbook (仮称) に関する情報提供	通期	オンライン	心臓血管外科医療に携わる医療従事者 不特定多数	0
		9 月	日本心臓血管麻酔学会第 30 回学術大会		0
		10 月	第 78 回日本胸部外科学会定期学術集会会場		0
		2 月	第 56 回日本心臓血管外科学会学術総会会場		0
	ウェブサイト開設	通期	オンライン	医療従事者 一般市民 不特定多数	0
(3) CALC に関する調査・研究及びその成果についての学会発表・論文投稿事業	第 78 回日本胸部外科学会定期学術集会における講演または発表	10 月	第 78 回日本胸部外科学会定期学術集会会場	学会参加者 不特定多数	0
	日本心臓血管外科手術データベース機構との協議	通期	オンライン及び対面	医療従事者 患者 一般市民 不特定多数	0
(4) CALC のトレーニングコース開催事業	トレーニングコース開催に向けた準備	通期	オンライン及び対面	心臓血管外科医療に携わる医療従事者	0

(5) 一般市民向けの公開講座等の情報提供事業	医療機関・医療従事者への認知の拡がりを勘案しつつ一般市民向けの情報提供開始に向け準備・協議	通期	オンライン	一般市民	0
-------------------------	---	----	-------	------	---

### 3. 事業実施体制

#### (1) 会議に関する事項

①通常総会 4月

②理事会 年1回

#### (2) 事務局体制

事務局長：理事長が兼任、事務局スタッフ：理事が兼任

2024年度活動予算書  
 成立の日から2025年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
運営会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	0	50,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	50,000	50,000
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
日本国内の心臓血管外科手術施行医療機関におけるCALSに関する勉強会・講演会事業	50,000	
CALSに関する資料の作成・頒布事業	0	
CALSに関する調査・研究及びその成果についての学会発表・論文投稿事業	0	
CALSのトレーニングコース開催事業	0	
一般市民向けの公開講座等の情報提供事業	0	50,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		150,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
講師謝金	20,000	
消耗品費	10,000	
印刷費	10,000	
通信費	10,000	
その他経費計	50,000	
事業費計		50,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
消耗品費	10,000	
印刷費	10,000	
通信費	10,000	
旅費交通費	0	
光熱水費	0	
保険料	0	
会議費	0	
租税公課	0	
その他経費計	30,000	
管理費計		30,000
経常費用計		80,000
当期正味財産増減額		70,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		70,000



2025年度活動予算書  
2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
運営会員受取会費	75,000	
賛助会員受取会費	30,000	105,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	50,000	50,000
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
日本国内の心臓血管外科手術施行医療機関におけるCALSに関する勉強会・講演会事業	100,000	
CALSに関する資料の作成・頒布事業	0	
CALSに関する調査・研究及びその成果についての学会発表・論文投稿事業	0	
CALSのトレーニングコース開催事業	0	
一般市民向けの公開講座等の情報提供事業	0	100,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		255,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
講師謝金	40,000	
消耗品費	20,000	
印刷費	20,000	
通信費	20,000	
その他経費計	100,000	
事業費計		100,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
消耗品費	10,000	
印刷費	10,000	
通信費	10,000	
旅費交通費	0	
光熱水費	0	
保険料	0	
会議費	0	
租税公課	0	
その他経費計	30,000	
管理費計		30,000
経常費用計		130,000
当期正味財産増減額		125,000
前期繰越正味財産額		70,000
次期繰越正味財産額		195,000